京都保険医新聞

購読料　年8,000円
送料共 但し、会員は会費に含まれる

発行所
京都府保険医協会
〒604-8162
京都市中京区烏丸通蛸薬師上ル七観音町637
インターワンプレイス烏丸6階
電話（075）212-8877
FAX（075）212-0707
編集発行人　花山　弘

主な内容

急登・急下降もナンノソノ　ハイキング（2面）
デュオの魅力を堪能 ジャズの会（2面）
年末調整と決算対策のポイント（4面）

ご用命は
アミスまで
●医師賠償責任保険
●休業補償制度（所得補償、傷害疾病保険）
●針刺し事故等補償プラン
●自動車保険・火災保険
TEL 075-212-0303

マイナ問題は今国会の争点
あるべき医療DXで医療充実を
京都選出国会議員と面談

協会は11月9日の保団連の国会要請にあわせ、京都選出国会議員へ医療DX、保険証廃止撤回をめぐる要請を行った。吉中理事と事務局が、穀田恵二衆議院議員、井上哲士参議院議員、前原誠司衆議院議員、北神圭朗衆議院議員・秘書、福山哲郎参議院議員・秘書、倉林明子参議院議員・秘書の順に面談した。

協会はマイナ問題について、会員アンケートでは7割がトラブルありと回答し、利便性を感じていない現状を訴えた。紙の保険証を残すためにも、立憲民主党の延期法案が流れを変える契機になるのではと述べた。さらに、情報システム学会がシステムの問題性を指摘していることを紹介。医療での二次利用ばかりに目がいき、一次利用がおろそかになっていると指摘した。医療のデジタル化は進めるべきだが、データを集めればよいという考えではなく、何のためにデータを集めるのかという視点が抜けていると強調した。

日本労働組合総連合会は5％の賃上げを言っているが、医療機関は来春の診療報酬がマイナス改定では賃上げできない厳しい現状であると訴えた。防衛費を上げて、社会保障費を抑制しているのはアンバランスだとし、診療報酬を上げ、医療従事者の賃上げにつなげて経済を回していくことが重要だと述べた。

穀田議員は、マイナ保険証は利用率が低く、トラブル多発の現状があり、システムそのものに問題があると指摘した。協会のアンケート回答のトラブル事例は現場のリアルな声であり問題がよく分かると述べたことに対し、協会は保険証廃止撤回の取組みでの積極的な活用を求めた。

井上議員は、マイナ保険証がこれだけ大きな問題になり、来秋に紙の保険証を廃止すればとんでもないことになると危機感を示し、国会での大きな争点にしたいと述べた。国はマイナ推進の旗を降ろしていないが、声高に素晴らしいと言いにくくなっていると述べ、さらなる取り組みの必要性を確認した。PFAS問題は水俣病のように原因が特定されてからでは被害が拡大するとして、予防原則の重要性が示された。

前原議員は、国は来秋で保険証廃止と言わず、しっかり対応すべきだと見解を述べた。自治体担当者からも、マイナ総点検では漢字の種類や住所のハイフンや番地の違いの突き合わせが大変と聞いており、自治体の規模が大きければそれだけ時間がかかると指摘した。協会からは医療機関ではほとんどマイナ保険証が使われていない実態を強調し、拙速な医療DXは医療の充実につながらないと訴えた。

（上から面談順に）穀田・井上・前原各議員

主張
医療・介護・障害に関わる問題共有し、連携する重要性

保険証廃止、防衛予算増額、社会保障費抑制、マイナンバーカードの取扱い、医療DXの活用などさまざまな問題が山積されたまま師走を迎えた。特に医療、介護、障害に係る社会福祉関連予算は防衛予算増額の影響で今後かなりの減額圧力を受けることが予想される。保険医協会がこれらの問題に取り組んで市民の健康、福祉を守ってゆくにはさまざまな組織や職域の人々との協力が必要である。

そのような中、11月5日、保団連近畿ブロックの各保険医協会と近畿各府県の社会保障推進協議会が主催する近畿総決起集会が9年ぶりに大阪難波で開催され、参加した。「保険証残せ！社会保障の拡充で、いのち・暮らしを守ろう！オール近畿アクション2023」と銘打った集会では、大阪府保険医協会理事長の開会あいさつがあり、国会議員の短いスピーチ、兵庫県保険医協会理事長の基調報告、保団連会長による保険証廃止反対の訴えが続いた。その後、湖東民主商工会の方によるインボイス制度反対、新日本婦人の会京都府本部の方による子ども医療費助成拡充、きょうされん奈良支部の方による障害者の健康を守る話、和歌山県社会保障推進協議会代表幹事による年金引き上げ、宝塚医療生協ヘルパーステーションの方による介護職の処遇改善、生活保護基準引き下げ違憲訴訟原告の方による最高裁で勝訴を目指す話、和歌山中央医療生活協同組合の方によるアピールなど多職種の方々から5～10分間の報告があった。

いずれも現場で実際に関わっている人ならではの切実な内容で、車いすで報告された方もあり、皆問題に対して怯むことなく勇敢に取り組んでおられた。

その後参加者全員、会場前の御堂筋でプラカードを掲げて道行く人々に保険証廃止反対などの要望を訴えた。この集会により明確になったのは、多岐にわたる職種の方々が我々保険医協会と意見を一にしていること、そして多職種の人々と問題を共有し、連携していくことの重要性である。参加者は各人のやり方で果敢に問題に立ち向かっていた。この事実は我々保険医協会の活動に少なからず勇気を与えてくれるものである。

近畿総決起集会

〝保険証残せ〟350人結集
医療情報活用は企業利益でなく生活の不安払拭する視点を

オール近畿アクション2023が11月5日に大阪の難波御堂筋ホールで開催され、協会から辻・宇田理事、礒部部員と事務局あわせて16人が参加し、近畿各地から350人が結集した。

集会では、兵庫県保険医協会の西山裕康理事長が基調報告。マイナンバーカードの保険証利用の狙いは、医療・健康情報の流用による企業への利益供与にあり、そのために我々の大事な情報を渡してはならないと訴えた。さらに、厳しさを増す国民生活を下支えし、社会保障充実で将来不安を払拭する政策への転換を求めた。続いて医療分野から報告した全国保険医団体連合会の住江憲勇会長も、医療現場と国民に困難と混乱を押し付ける保険証廃止は許されないとした。各地から子ども医療費、障害者医療、介護保険、生活保護など社会保障の拡充を訴える報告が行われた。

集会後は、御堂筋でプラカードを掲げるなどスタンディングアピールを行った。

集会では参加者全員でシュプレヒコール

通行人に社会保障の拡充を訴える
スタンディングアピール

本紙3154号に署名用紙を同封しました。署名用紙の追加は協会にお申し出下さい。

医界寸評

街路樹のイチョウが色付き始めたと思ったらバッサリ剪定され、幹だけの姿を晒している。落ち葉の掃除もしない者がとお叱りを受けるかもしれないが、公園などの樹木でも強剪定したものを見かけ、寂しさを感じる。昔、イチョウの葉は油分が多いと、市電には線路に撒くための砂が用意してあったのを思い出す。その頃は落葉前に切っていなかったのであろう▼神宮外苑の再開発で樹木が伐採されると報じられ、著名な音楽家などが反対を表明し大きな話題になっている。風致地区の規制を緩和してまで、ICOMOS（国際記念物遺跡会議）の指摘を無視してまで、することなのだろうか▼神戸では王子公園再整備計画で、一部を売却し大学のキャンパスを誘致するという。経済効果が年間116億円と言っているが、多くの樹木が伐採されるのであろう。平塚市の公園計画でも、海岸にある防砂目的に植えられている樹林帯の半分ほどの伐採が計画され、地元自治会などが反対の声を上げている。何でも金額に換算し評価するので、木々が生えているだけではお金にならないということなのか。一方で、二酸化炭素排出削減といいながら…▼寸評子の利用する駅にも、昔は桜などの木々があり、小さな池には金魚もいた。時代とともに駅も変わり木は一本もない。世知辛くなったものである。（門雀庵）

ホスピタリティで選ばれるクリニック
価値観や気付きを自身で見つめる

医院オリジナルの接遇研修

鈴木形成外科小児科（東山区）は9月29日に個別接遇研修を開催。協会は講師に（株）JAPAN・SIQ協会の米谷徳恵氏を派遣。鈴木晴恵院長を含め12人が参加した。

米谷氏は、研修とは「共有の場」「視点を養う場」「自己成長の場」で、客観的に自分を観て、無意識の行動に気付き、意識することで行動を変容させるのが目的と述べた。その上でクリニックの診療理念に触れ、今回の研修はこの理念を具現化し、形に変えることが目標とした。

医療機関に限らず、顧客（患者）が期待するサービスと提供するサービスが釣り合うことは、日本では「当たり前」とされる。患者が期待を上回るサービスに感謝や信頼を感じると、リピーターになったり、周囲に口コミを広げたりするが、患者の期待に応えられないと、小さな不満が積もって苦情になり、クレームへ発展することもある。思いやりの気持ちを持ってサービスを提供しているつもりでも、上手く表現できていなければ患者には伝わらない。患者は五感でスタッフを評価する。その大部分を視覚と聴覚が占める。米谷氏は、身だしなみ・表情・態度（立ち居振る舞い）・言葉遣い・あいさつの5項目が思いやりの気持ちを表現するポイントとして解説した。

表情の練習では、参加者を2人ずつに分け、1人がお題に沿った表情をし、もう1人が何の表情か当てるゲームを実施。米谷氏は、患者の表情が分からないと、求めていることも分からないため、表情をする側だけでなく、当てる側のスキルも必要と述べた。また、患者とアイコンタクトを取る時は、相手を見下げる・上目遣い・横目で見るなど「目だけで見る」のは威圧感を与えるため、必ず顔を相手に向けることが大切だとした。

「挨拶」の字は仏教用語の「一挨一拶」に由来し、相手より先に自分からするものだと説明。相手からあいさつをされて返すのは、あいさつではなく「返事」だと述べた。また、謝罪は相手の怒りの感情に対して行うことが大切だとした。

思いやりを伝える言葉遣いとして、例題を挙げながら接遇用語について解説。参加者はクッション言葉や言い換え、言い回しなどを身に着けようと、熱心にメモを取っていた。また、電話応対の第一声はクリニックの第一印象を決めるとした。

２人ずつで手渡しの練習

米谷氏は最後に「今回学んだことを自分自身で振り返り、何に気付いたか、どう思っているか（自分の価値観）を見つめること。その上で、接遇はチームでレベルを揃えなくてはならないので、自分がそのレベルに至っていないと感じたのであれば、スキルや価値観をどう高めていくか考えることが必要」とアドバイスした。

病院・診療所で接遇研修をしませんか?

実際の場面を想定した実技練習など、医療機関のお困りごとに沿ったオリジナルの研修を実施。

研修例
- 患者さんからのクレーム対応
- 電話対応
- チームパワーアップ研修
- リーダー研修　など

ご希望の日時・内容を事前にお伺いします。お気軽にお問い合わせ下さい。

経験豊かな講師を派遣します

講師派遣元：㈱JAPAN・SIQ協会

お問い合わせは協会事務局まで
☎075-212-8877

行者回峰道を環境ハイキング

協会は、「比叡山より大原へ～行者回峰道を往く」と題した環境ハイキングを11月19日に開催した。2020年3月に開催して以来の再開（5月に天候不良で中止）となった。当日は快晴に恵まれ、参加者は約10㎞の行程を踏破した。以下、参加記を掲載する。

急登・急下降もナンノソノ

医療法人菱和会　菱本医院（伏見）
菱本　美紀子

約4年ぶりに開催された環境ハイキングに夫婦2人で参加しました。総勢10人で午前9時、叡山電鉄出町柳駅から好天の中、スタートしました。

事前の案内文に〝一部に急登・急下降はありますが…etc.〟との記載があり「最後まで歩けるだろうか」と不安を抱いたものの「いざとなったら途中離脱したらよいのだ」という安直な気持ちもあり、ロープウエーで上がった比叡山上ガーデンミュージアムではハーブティーを楽しんだり、お土産を買い込んだりと、途中離脱できる延暦寺までは穏やかに経過し「この分なら最後までイケル！グングン歩くぞ！」と余裕ある心持ちで玉体杉を目指して歩きました。

比叡山山頂にて

しかしハイキングは（後から思い返すと）ここからが本番だったのです。（離脱したくてもできない！）その後の行程では専ら殿をつとめつつも〝急登〟では決して上を（大丸百貨店分の高さがあるという激しい傾斜に視覚で挫けぬよう）見上げず、〝急下降〟では必死に、前を行く先生の足跡を目と足で追いつつ、一歩一歩頑張りました。

道中立ち寄った、浄土院の静かで美しい佇まいや比叡山登山者の500人に1人しか行かない、という大比叡三角点、玉体杉から望んだ京都市街の素晴らしい眺望など興味深く珍しい体験ができました。途中、私の惨状を見かねてストックを貸して下さったY先生ご夫妻の温かいお心遣いや、疲れた身体にありがたい甘味を分けて下さった諸先生方の優しさが本当に身に沁みて嬉しかったです。

日が沈みきる少し前に、大原の里に皆揃って無事に到着できた時は本当に嬉しく心から安堵しました。リーダーの武田信英先生をはじめとする諸先生方、協会事務局の方、本当にありがとうございました。何せ普段の移動手段は自動車ばかりという私ですので、今回のハイキングの後2、3日は身体が悲鳴を上げてキリキリと痛み、弱体化した己が足腰にびっくりいたしました。生活習慣を見直して、次回のハイキングに備えたいと思いました。

デュオの魅力を存分に堪能　JAZZを楽しむ会

協会は10月21日、ジャズを楽しむ会をホテルグランヴィア京都で開催した。北脇久士（ギター）、西尾寛之（ベース）のデュオで、ジャズの名曲の数々が演奏され、デュオの魅力を堪能した。その後、会員を交えたセッションもあり、秋のひとときを楽しんだ。８人が参加。以下、参加記を掲載する。

参加者交えたセッションで お得意のブルースを即興演奏

監事　増田　道彦（宇治久世）

昨年のアンコールとして、北脇氏（ギター）、西尾氏（ベース）のデュオで第１部の幕が開く。

１曲目はI Thought About You ―愛の歌であり、ベースがテーマを弾き、ギターがからんでロマンチックなムードになり、早くもワインがほしくなった。２曲目はBlack Orpheus ―映画の主題歌であり、ボサノバのリズムで踊りたくなる。３曲目はI'll Remember April ―アップテンポの軽快な曲である。４曲目はStardust ―有名なバラードナンバー。５曲目はNica's Dream ―ラテンテイスト溢れるホレス・シルバー作曲の名曲。

アンコールはSomeday My Prince Will Come ―ディズニーのアニメ映画「白雪姫」の挿入歌でジャズ・ワルツの名曲であり、マイルス・デイヴィスやビル・エヴァンスのアルバムでよく聞いたなあと思っているうちに、お二人の息の合った技巧的演奏は終わった。

カルテットで盛り上がるセッション

小休憩の後、第２部では会員が参加するジャムセッションタイム。最初はゲストのデュオに会員の奥田良三先生（キーボード）と事務局の加藤（ドラムス）を交えた４人のセッションで、１曲目はBlues(C) ―ブルースで今回はテーマなしでの即興演奏。ジャズセッションではよく演奏される。先生は大学時代ビッグバンドで弾いておられたのでブルースはお得意と思われる。２曲目はAutumn Leaves ―誰もが知っているシャンソンのスタンダードナンバー。３曲目はAs Time Goes By ―映画「カサブランカ」の主題曲でイングリッド・バーグマンとハンフリー・ボガードの顔を思い浮かべながら、バラードの甘美な雰囲気に浸った後、キーボードが事務局の竹ノ内に代わった。１曲目はCantaloupe Island ―ハービー・ハンコックの曲でジャムセッションの超定番曲で乗りの良い曲。２曲目はSpain ―チック・コリアの最も有名な曲で、アフロキューバンリズムが心地よく、ギタリストにも人気の高い曲でゲストにも合った選曲で最後を締めた。

このジャズ・ライブは私が総務部会の担当副理事長の時、2006年に始めて、今回は16回目になる。軽食とお酒も飲めて盛り上がる会であったが、来年こそ復活したライブを期待したい。

なお、クラッシックは、2009年から京響メンバーを中心とした演奏者数人での演奏を協会独自で企画して楽しむ「サロンコンサート」も開催している。弦楽四重奏を中心とした編成で開催し、今年で15回目になる。こちらも是非お楽しみ下さい。

ジャズ・ライブもサロンコンサートも当初から事務局の竹ノ内のプロデュースで、本当にご苦労さまです。

緊急談話発表

ガザでの即時停戦と市民の安全確保を

協会は11月22日、パレスチナ自治区ガザでの市民への無差別攻撃や、病院攻撃を強く非難し、即時停戦を求める緊急談話「ガザでの即時停戦と市民の安全確保を」を発表した。日本政府に対しても一刻も早い停戦と市民の安全確保のために積極的役割を果たすよう求めた。

パレスチナ自治区ガザでのイスラム組織ハマスとイスラエルの戦闘は1カ月を超え、市民が無差別攻撃にさらされ、病院が攻撃されている。いかなる理由があろうとも、市民への無差別攻撃や病院攻撃は正当化できることではない。私たちはこのような行いを強く非難し、即時停戦を求める。

ガザ地区地元当局はこれまでに1万1240人が死亡し、このうち4630人が子どもだったと発表（11月13日）。イスラエル側の死亡者約1200人と合わせ、双方の死者は1万2000人を超える。WHOによると、「ガザ地区にある36の病院のうち22が燃料不足や建物崩壊で機能停止」（14日）とされる中、15日には地区最大規模のシファ病院へ攻撃が行われた。機能停止した病院に残された患者は「絶望的」な状況におかれていると報道され、さらに多くの命が危機にさらされている。

イスラエルの空爆に対し、国連のグテーレス事務総長は「明確な国際人道法違反」と表明し、即時停戦を求めている。10月27日には国連総会で「人道的休戦」決議が採択されたが、これに日本は棄権した。岸田首相は国際人道法違反かどうかについて「法的な判断をする立場にない」と述べて明言を避けている（11月1日、国会）。11月16日には、国連安保理で「ガザ地区の子どもの人道状況を改善するために戦闘の休止を求める決議」が採択されたが、米英露が棄権し、実効性は不透明とされる。

私たちは、生命と健康を守る医師の団体として、このような事態を黙って見過ごすことはできない。一刻も早い停戦と市民の安全確保を求める。日本政府には、米国の思惑に左右されることなく、この地の平和回復に向けた積極的役割を果たすよう求める。

2023年11月22日
京都府保険医協会
理事長　鈴木　卓

消費税課税事業者へ変更も「インボイス登録申請しない」4割

税務調査アンケート結果

保団連近畿ブロックは7月から8月31日まで税務調査アンケートを実施した。アンケートは、医療機関の税務調査の実情を把握し、大阪国税局との懇談などを通じて税務調査の民主化に役立てるため隔年に実施している。10月1日からインボイス制度が開始されるにあたり、登録申請状況への質問項目を追加したため、速報で報告する。全体の結果は全国保険医新聞近畿ブロックニュースで掲載予定。

調査時に消費税免税である医療機関924件のうち、課税事業者へ変更予定の医療機関は11%だった。そのうち「申請済み」17%、「申請予定」13%、「申請しない」42%、「検討中」24%であった。課税事業者への変更予定のない医療機関は76%。うち「申請済み」「申請予定」が各1%、「申請しない」84%、「検討中」12%であった。

京都協会のみの集計では、消費税免税の医療機関150件のうち、課税事業者へ変更予定の医療機関は15%。そのうち「申請済み」9%、「申請予定」13%、「申請しない」43%、「検討中」30%であった。課税事業者への変更予定がない医療機関は73%。うち「申請済み」の医療機関はなく、「申請予定」1%、「申請しない」78%、「検討中」15%となった。

課税事業者への変更を予定している医療機関であっても、約40%がインボイス制度の登録を申請していない現状が明らかとなった。課税事業者への変更予定のない医療機関では約80%が申請しないと答えた。

保団連近畿ブロック税務調査アンケート（抜粋）

調査期間　7月～8月31日
送付数　10,000（京都医科：1,020）
※近畿ブロック各協会の開業医会員　任意抽出50%
回答数　1,506［医科：961　歯科：537　無回答：8］（京都医科：241）
回答率　15%（京都医科：24%）

●近畿ブロック全体

消費税免税の医療機関（調査時）　総数：924

	課税事業者への変更予定		申請済み		申請予定		申請しない		検討中		無回答	
あり	103	11%	18	17%	13	13%	43	42%	25	24%	4	4%
なし	701	76%	7	1%	4	1%	590	84%	81	12%	19	3%
無回答	120	13%	1	1%	8	7%	77	64%	16	13%	18	15%
合計	924	100%	26	3%	25	3%	710	77%	122	13%	41	4%

●京都府保険医協会のみ

消費税免税の医療機関（調査時）　総数：150

	課税事業者への変更予定		申請済み		申請予定		申請しない		検討中		無回答	
あり	23	15%	2	9%	3	13%	10	43%	7	30%	1	4%
なし	110	73%	0	0%	1	1%	86	78%	16	15%	7	6%
無回答	17	11%	0	0%	1	6%	7	41%	4	24%	5	29%
合計	150	100%	2	1%	5	3%	103	69%	27	18%	13	9%

年末調整事務に係るマイナンバーの取扱い

2016年分の「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」「源泉徴収票」から個人番号欄が追加されている。マイナンバー制度にのっとって年末調整事務を行う場合は、事前に安全管理措置を講じた上で、マイナンバーの取得・利用・提供・収集・保管・廃棄を適切に行わなければならない。ただし、マイナンバーの記載がない場合でも税務署が書類を受理しないということはない。

安全管理措置等の医療機関実務の留意点について、本紙2940号付録（15年9月5日発行）で詳細をお伝えし、協会ホームページにも掲載しているので、ご確認いただきたい。ご質問やお問い合わせは協会事務局まで。

医薬品・医療材料等のオンライン共同購入

おすすめ

オンライン共同購入　検索

京都府保険医協会の会員医療機関の皆さまには、大阪府保険医協同組合（M&D保険医ネットワーク：協会提携）のオンライン共同購入で、医薬品・医療材料・機器を“特別価格”でご注文いただけます。

特徴

①24時間いつでも注文　1回の注文金額が7,000円（税別）以上で送料無料
②商品名・商品コードによる検索、購入履歴から楽々注文
③注文確認メールを返信、1カ月ごとの注文履歴の確認が可能

お支払い

大阪府保険医協同組合発行の請求書（毎月20日締めで送付）により、ご利用の翌月に京都府保険医協会がご指定の口座から自動引き落とします。（ただし、初回利用時はお振込み。口座登録後、引き落としは原則、京都銀行26日、それ以外は27日）

ご利用にはID・パスワードが必要です。
ID・パスワードの発行はオンライン共同購入ページの「発行はコチラ」の申込みフォームから、会員名でお申込み下さい。

※利用申込みや商品の詳細は、大阪府保険医協同組合☎06－6568－2741まで。代金の引き落としについては、京都府保険医協会☎075－212－8877まで。

医院・診療所での接遇マナー研修（初級）

要申込

日時　2024年2月1日（木）14時～16時
講師　㈱JAPAN・SIQ協会　興梠 悦子 氏
定員　20人（1医療機関お2人まで）
参加費　1,000円 ※当日徴収

お申込はこちらから

実践形式の講習を取り入れ、楽しく・わかりやすく・ためになると毎回好評いただいている研修です。医療従事者に必要な「接遇」の基礎をしっかり学んでいただけます。

勤務医対象　確定申告書作成会

作成から申告まで代行します

事前申込制
申込締切 2024年2月2日

日時　2024年2月5日（月）～2月20日（火）
平日：9時～18時
土曜：9時～17時（日・祝除く）

協会へ事前申込→協会より受付完了メール→当日、先生ご自身で税理士事務所へ書類を持参→税理士事務所受付・対応→申告代行または確認書類のご返却

担当　外村会計事務所　外村 弘樹 公認会計士・税理士
（下京区河原町通五条上る東北角清水ビル5階　☎075-341-2258）

費用
① 作成から申告代行　20,000円
② 作成書類の確認から申告代行　10,000円
③ 作成書類の確認のみ　5,000円

※不動産所得、譲渡所得（株式、土地建物）、住宅ローン控除、医療費控除、ふるさと納税等がある場合は業務量に応じて別途費用が必要
※費用は、外村会計事務所にて徴収します
※協会非会員の方は、プラス10,000円

お申込はこちらから

年末調整と決算対策のポイント

税理士
橋本 清治

給与支払者にとって１年の締めくくりとなる年末調整。橋本清治税理士にポイントを解説いただいた。マイナンバーの取扱いについては**本紙３面**を参照いただきたい。

年末調整とは

給与の支払者は、毎月の給与や賞与を支払う際に所定の「源泉徴収税額表」によって所得税を源泉徴収しなければならない。その源泉徴収した税額の年間合計額は、給与を受け取った人の年間給与総額に対する所得税額（年税額）と一致しないのが通常である。

その主な理由は、①源泉徴収税額表が年間を通して毎月の給与の額に変動がないものとして作られており、実際には年の中途で給与の額が改定されている場合があること②年の中途で扶養親族等に異動があっても、異動後の支払い分から源泉徴収税額を修正するだけで、さかのぼって各月の源泉徴収税額が修正されないこと③配偶者特別控除や生命保険料・地震保険料の控除など年末調整の際に控除されるものがあること―などが挙げられる。

この不一致を精算するために、年間の給与総額が確定する年末にその年の所得税額（年税額）を正しく計算し、これまでに徴収した税額との差額を徴収または還付することが必要となる。この精算手続を「年末調整」と呼んでいる。

年末調整の事務手続き

① 源泉徴収簿に記載した毎月の給与や賞与の支払額、給与・賞与から控除した社会保険料、源泉徴収した税額の年間合計額を計算する。年の中途で採用した従業員の場合には、前職（１月から退職月まで）の源泉徴収票に記載された給与等の金額を合算する。

② ①で集計した年間の給与の総額から「給与所得控除後の給与等の額」を求め、「所得控除」の合計額を差引し、「課税所得金額」を算出する。「課税所得金額」に税率を乗じて税額を求め、住宅借入金等特別控除を控除して年調所得税額を算出する。

③ ②で求めた年調所得税額に102.1%を乗じて、復興特別所得税を含む年調年税額を算出する（100円未満の端数は切り捨て）。

④ ③で求めた年調年税額と従業員から源泉徴収した年間の税額との差額を本人還付（不足の場合は徴収）する。

⑤ 従業員から源泉徴収した税額（未納付分）に年末調整の過不足税額の合計額を加えて、翌年の１月10日（納期の特例が提出されている場合は20日）までに納付しなければならない。

年末調整事務の留意点

税務署から送付されている扶養控除等申告書などに「ＱＲコード」が付され、スマホ等でかざすと国税庁のホームページの記載例を見ることができる。

① 扶養控除等（異動）申告書について

「令和５年分扶養控除等申告書」の提出がない場合（乙欄適用）には、年末調整することはできない。23年中に扶養親族等の異動があった場合や「ひとり親」「寡婦」に該当する場合は「扶養控除等申告書」に変更の内容を記入しなければならない。

源泉控除対象配偶者（合計所得金額が900万円以下の所得者と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が95万円以下の者）がある場合には、「扶養控除等申告書」に記入する必要がある。

16歳未満の扶養親族（年少扶養親族）については、扶養控除を受けることはできないが、住民税に関する事項の欄には、記入する必要がある。

19歳以上23歳未満の扶養親族については、特定扶養親族の欄に☑を付ける（扶養控除の額63万円）。所得者の同一生計配偶者または扶養親族が障害者である場合には、障害者の欄に☑を付ける（障害者控除の額：一般障害者27万円・特別障害者40万円・同居特別障害者75万円）。

（注）ひとり親
所得者がひとり親（次の要件を満たす者）である場合には、35万円控除される。
＊一定の要件
生計を一にする子（所得金額が48万円以下）を有し、合計所得金額が500万円以下で、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと。

（注）寡婦
ひとり親に該当しない寡婦（次の要件を満たす者）である場合には、27万円控除される。
＊一定の要件
○夫と離婚後婚姻していない方
扶養親族を有し、合計所得金額が500万円以下で、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められない人がいないこと。
○夫と死別後婚姻していない方
合計所得金額が500万円以下で、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと。

（注）個人番号（マイナンバー）について
「扶養控除等申告書」に個人番号を記載することが義務づけられ、源泉徴収票を市区町村に提出する際には、個人番号を記載する必要がある。

② 基礎控除申告書 兼 配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書について

ア．基礎控除申告書
基礎控除の適用を受けるためには「基礎控除申告書」に本年中の合計所得金額の見積額による基礎控除の額を記入し、提出しなければならない。

（注）基礎控除の額
合計所得金額が2,400万円以下の所得者は48万円・2,400万円超2,450万円以下の所得は32万円・2,450万円超2,500万円以下の所得者は16万円。

イ．配偶者控除等特別控除
合計所得金額1,000万円以下の所得者が配偶者控除または配偶者特別控除の適用を受ける場合は、「配偶者控除等申告書」に配偶者の合計所得金額の見積額による控除額を記入し、提出しなければならない。

ウ．所得金額調整控除申告書
所得金額調整控除の適用を受ける場合には、「要件」欄の該当する項目に☑を付け、扶養親族等の氏名を記入し、提出しなければならない。

（注）所得金額調整控除
給与の収入金額が850万円を超える所得者で、次の要件を満たすときは、給与収入金額（1,000万円超は1,000万円）から850万円を控除した金額の10%を給与所得の金額から控除される。なお、共働きの場合は夫婦双方で適用を受けることができる。
＊一定の要件（いずれかに該当）
○自身が特別障害者。
○同一生計配偶者（事業専従者を除く）または扶養親族が特別障害者。
○23歳未満の扶養親族を有している。

③ 保険料控除申告書について

生命保険料控除や地震保険料控除などの控除の適用を受ける場合は、「給与所得者の保険料控除申告書」を提出しなければならない。

ア．国民年金保険料・国民年金基金掛金
国民年金保険料および国民年金基金の掛金について社会保険料控除の適用を受ける場合には、「保険料控除申告書」に支払額を記入するとともに証明書を添付しなければならない。２年分の国民年金保険料を前納したときは、納めた年に一括控除する方法と各年において控除する方法を選択適用することができる。

イ．後期高齢者医療制度の保険料
従業員が生計を一にする親族の後期高齢者医療制度の保険料を口座振替等により支払った場合には、社会保険料控除の適用を受けることができる。なお、後期高齢者医療制度の保険料が年金から天引きされている場合には、年金受給者が社会保険料控除の適用を受けることになる。

ウ．生命保険料
2012年分以後、一般生命保険料控除（旧：最高５万円、新：最高４万円）と個人年金保険料控除（旧：最高５万円、新：最高４万円）、介護医療保険料控除（2012年１月１日以後締結等したもの：最高４万円）との合計適用限度額が12万円 とされた。なお、新旧両方の保険契約を締結している場合は、新旧の保険契約ごとに区分計算し、納税者の有利な方を選択することができる。

エ．地震保険料
地震保険料を支払った場合や一定の旧長期損害保険料を支払った場合には地震保険料控除の適用を受けることができる（最高５万円、旧長期損害保険料のみは最高１万５千円）。

オ．確定拠出年金
企業型年金加入者掛金または個人型年金（iDeCo）加入者掛金は小規模企業共済等掛金控除の適用を受けることができる。本人が直接支払ったものについては「保険料控除申告書」に支払額を記入するとともに証明書を添付しなければならない。

④ 個人の府民税および市民税の住宅借入金等特別税額控除制度について

住宅借入金等特別控除の適用がある者について、所得税の額から税額控除することができない住宅借入金等特別控除の額がある場合には一定額を住民税の額から控除される。

決算対策と消費税（1,000万円超個人事業者）

決算対策と消費税の留意点は次の通りである。

１．決算

所得金額は、収入金額から必要経費を差引し算出されるため、本年分の収入金額になるものや未払経費・減価償却費など本年分の必要経費になるものを計上する必要がある。この手続きを「決算整理」という。

（１）収入金額

年内に保険診療・検診・予防接種等を行ったもので、年末までに入金していないものは、未収入金に計上し収入金額に計上する必要がある。

（２）必要経費

① 薬品等の棚卸

医薬品や診療材料等は、収入の原価として実際に使用したものが必要経費となる。

棚卸の金額は、年末に残っている薬品等の数量（実際に調べる）にその年の最終の仕入単価（納入価）を乗じて計算する（消費税分はプラスする）。

② 少額減価償却資産の必要経費算入

青色申告者が１個・１組30万円未満（消費税込）の器具備品等を取得し事業に使用した場合には、取得価額の合計額が300万円に達するまでの金額（2023年１月１日以降に開業された方は取得価額の合計額300万円を按分計算）を取得した年の必要経費にすることができる。確定申告書に取得価額に関する明細書を添付する必要がある。

（注）少額減価償却資産を取得した年に必要経費に算入した場合でも償却資産税の対象資産となるので留意する必要がある。

③ 減価償却制度について

減価償却資産（建物・医療機械など）について2007年４月１日以後に取得したものと2007年３月31日以前に取得したものに区分し、それぞれの償却方法で減価償却し、必要経費に計上する。2007年３月31日以前に取得した減価償却資産について償却費の累積額が取得価額の95%に達している場合には、取得価額の５%から１円を控除した額について、５年間均等償却し、必要経費に計上する。

所有権移転外リース契約ついては、リース資産を売買により取得したものとされるため、リース料総額（取得価額）をリース期間定額法により減価償却し、必要経費に計上する。

（注）2016年４月１日以後に取得する建物附属設備・構築物の償却方法は定額法とされた。テナントの内装工事等は償却資産税の対象となるので留意する必要がある。

④ 特別償却の必要経費算入等

青色申告者が適用することができる主な特別償却等はつぎのとおりである。その選択にあたっては、その可否を検討し、特別償却等を適用する必要がある。

「医療用機器等（新品）の特別償却（措置法12条の２）」

2025年３月31日までに厚生労働大臣が指定した取得価額500万円以上（消費税込）の医療用機器を取得（所有権移転外リース契約を除く）し、事業の用に供した場合には、普通償却費とは別に取得価額の12%を特別償却することができる。また、一定の勤務時間短縮用設備等や構想適合病院用建物等を取得し事業の用に供した場合の特別償却制度が設けられている（2019年４月１日以降取得分）。

「中小企業者の機械等（新品）の特別償却または税額控除（措置法10条の３）」

取得価額70万円以上（消費税込）の一定のソフトウエアを取得し、事業の用に供した場合には、普通償却費とは別に取得価額の30%の特別償却か取得価額の７%の税額控除のいずれか選択適用することができる。

なお、所有権移転外リース契約についてはリース料総額が上記要件を満たせば、税額控除の適用を受けることができる。

「給与等の支給額が増加した場合の税額控除（措置法10条の５の４）」

2023年分について一定の要件を満たすときは、雇用者給与等支給増加額の15%（教育訓練費増加要件を満たす場合は25%）の税額控除の適用を受けることができる。

２．消費税

2021年分の課税売上（検診や予防接種、自費診療等）（注１）1,000万円超の事業者または2022年分の特定期間（注２）の課税売上1,000万円超の事業者は、2023年分の消費税課税事業者となる。

2023年分から新たに課税事業者になられた方で、簡易課税制度を選択した場合には、簡易課税制度を２年間継続する必要がある。

2024年分の消費税申告分から「本則課税」から「簡易課税」、「簡易課税」から「本則課税」に変更する場合や2024年分から課税事業者になられる方で、「簡易課税制度」を選択する場合には、その可否を検討し、2023年12月31日までに税務署に所定の届出書を提出する必要がある。

（注１）事業資産の譲渡や他の事業、不動産収入（地代収入、居住用の賃貸収入は除く）なども自費診療等に合算するので注意が必要である。

（注２）免税事業者の判定（2011年消費税法改正）
基準期間（前々年）の課税売上が1,000万円以下、前年の１月から６月まで（特定期間）の課税売上が1,000万円以下（売上に代えてその期間の給与支給額でもよい）のいずれにも該当する者が免税事業者となる。
＊高額特定資産（税抜1,000万円以上）の取得等した場合
課税事業者を選択および簡易課税制度を選択していない事業者が、高額特定資産を取得等した場合は、取得等した日の属する課税期間の翌課税期間から２年間は、事業者免税点制度および簡易課税制度を適用されないこととされた。
＊適格請求書（インボイス）制度
2013年10月１日から、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が開始された。インボイスを発行できる事業者は、登録を受けた「適格請求書発行事業者」に限られる。
＊２割特例（消費税額の２割を納付）制度
免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者になられた方が対象とされ、適用できる期間は、2023年10月１日から2026年９月30日までの日の属する各課税期間とされる。２割特例の適用に当たっては、事前の届出は必要なく、消費税の申告時に消費税の確定申告書に２割特例の適用を受ける旨を付記することで適用を受けることができる。

３．電子帳簿保存

電子取引・請求書等がメール配信される場合や事業者のホームページに保存されている場合があるので、電子帳簿等の取扱いに留意する必要がある。

金融共済委員会（11／22）の開催状況

各地区から選出の委員により、共済制度の健全・安定運営を行っています。

①休補運営分科会

給付審査9件、加入審査1件を審査し可決しました。

②融資諮問分科会

2件の案件を審査し可決しました。

③保険医年金分科会

保険医年金の監事会社の大樹生命株式会社、引受会社の富国生命相互会社の担当者が出席し、22年度決算報告を行いました。概要は以下の通り。

「年金開始前」全国決算は掛金収入額583億9580万円で対前年比93・7％となり、うち月払掛金419億6480万円で対前年比97・7％、一時払掛金164億100万円で対前年比85・3％となった。京都では月払掛金収入額は8億2370万円で対前年比95・1％、一時払掛金は3億6650万円で対前年比98・5％で、掛金合計11億9020万円、対前年比96・2％に減少した。

全国の脱退一時金は27億4673万円で対前年比98・7％の支払いをした。京都でも8億2433万円で対前年比89・5％と支払いが減少した。

全国の年度末加入者数は4万1658人、加入口数39万9644口となり、うち京都の加入者数は788人、加入口数8462口である。

「年金開始後」全国年金受給者は年末に8662人、京都では368人となった。

保険医年金は安定性・安全性・自在性に富んだ制度で、国内生保会社6社の共同受託で運営している。2022年度は0・042％の配当があり、予定利率1・158％と合わせて実績配当1・200％となった。加入者の積立金は毎年決算時に責任準備金として積み立てられ、「年金開始前」「年金開始後」の全国年末責任準備金は1兆3404億3371万円（対前年比101％）、京都では344億3686万円（対前年比98％）が確保されている。加入者への積立金通知書は10月下旬から11月初旬に幹事会社から発送された。

シリーズ　環境問題を考える　―162―

保団連公害視察会に参加①

裁判で家族の思いが届いた

震災直後何度か来た後、久しぶりに訪れた石巻の駅前ではサイボーグ009が出迎えてくれました。今回の主な現地視察は「再稼働の迫る女川原発」と「多くの児童が犠牲になった大川小学校」です。

1日目、「女川原発再稼働差し止め訴訟の経過と今後について」原告団長の原伸雄氏の報告がありました。今策定の避難計画では、事故が起こった時住民は絶対に安全に逃げることはできないそうです。理由は、道路が一本しかなく激しい交通渋滞で30㎞圏内から脱出できず、バスの確保もなく、二次避難所すら指定されていないからです。原告団は、入院患者や高齢者、障がい者の避難が困難でオフサイトセンターが機能せず、安定ヨウ素剤の緊急配布ができないなどを挙げ、原子炉の安全性論議ではなく住民の生命や生活目線で裁判を目指してきました。

3・11の際、女川原発は大事故まで紙一重でした。原発の敷地の高さは当時14・8m。地震で1mの地盤沈下が起き、13mの津波が押し寄せました。わずか80㎝で助かったのです。福島第一原発のような15mの津波があれば、同じ悲劇が起きていました。使用できた外部電源は1系統だけで、まさに大悲劇を免れました。

一審では「事故が発生する具体的危険性の主張立証がない」ため、原告の請求を棄却する判決でした。つまり原告住民が地震津波の発生を予想して事故が起こることを立証しろということです。ただ、控訴した仙台高裁では避難計画の実効性の中身の判断を行う考えが示され、今後の裁判の行方が注目されます。

もう一つのテーマは「事前防災と専門家の役割～東日本大震災大川小児童津波事件から考える」で、吉岡和弘弁護士から報告がありました。

大川小学校は石巻市の郊外で北上川に隣接した小学校です。ここで起きた悲劇はテレビなどで繰り返し報じられ、人々の涙を誘い、学校での児童の安全確保における責任所在について多くの問題を投げかけました。

吉岡弁護士が大川小・津波訴訟で問題にした経緯は次の通りです。

（1）3月11日14時46分。震度6の地震発生。教職員は児童を校庭に避難させる。NHKが宮城県に6mの津波と報道。教務主任は「裏山だ」と叫び、教頭に裏山避難を進言（校長は午後から有給休暇で不在）。

（2）15時14分。津波警報が6mから10m以上に修正。児童を迎えに来た母親が教頭に裏山避難を勧めるが教頭は落ち着くよう諭す。

（3）15時15分頃。教頭は区長に「裏山に登りたいが」と尋ねるが、区長は「津波は来ない、校庭にいた方が安全」と答える。

（4）15時25分。広報車が18～20mの津波を目撃し、小学校正門前で放送。15時30分頃、教師と児童は裏山と反対側の川沿いの三角地帯に避難を開始。

（5）15時37分頃。10mの津波が襲来。児童73人、教師10人死亡、児童4人、教務主任1人が助かる。

亡くなった児童23人（19家族）の遺族が石巻市と宮城県を相手に訴訟を起こしました。被告側は予期せぬ巨大地震と津波で、天災、不可抗力と主張。遺族側は、県や市は大地震発生を予想しており、海抜1・12mの低地で防潮堤も脆弱だったにもかかわらず、津波避難マニュアルは山梨県のものをコピペしたもので、津波避難訓練もなかったと主張しました。

仙台地裁判決では、学校に津波の到来予見があったとして、教師の過失を認めました。双方が控訴した仙台高裁でも、学校を管理・運営する石巻市、市教委、校長、教頭、教務主任らは地震や津波が発生する遅くとも1年前の時点で児童らの安全確保の職責を果たすべき義務を懈怠したと判決が出ました。最高裁は高裁判決を維持し、県と市の上告は棄却されました。

裁判を通じてさまざまなことが明らかにされましたが、中でも、危機管理マニュアルと災害を想定した訓練の重要性です。津波が迫る中、なぜ教務主任の裏山避難指摘を無視したのか。ある児童の母は「先生らのつまらない人間関係でうちの子は死んだ」「先生の言うことをよく聞きなさいとしつけなければよかった」と悔やんでいたそうです。

裁判が原告勝訴に終わったのには、弁護団のいくつかの作戦があったそうです。それは3年の時効ぎりぎりまで被害者たちが困難に直面しながらも証拠を集め資料を作成し、それをわずか2人の弁護士が後ろで見守り、裁判で当事者家族が自分たちの言葉で涙ながらに訴えたことで、彼らの気持ちが裁判所に届いたと分析されていました。

（京都歯科保険医協会　副理事長　平田　高士）

保険診療Q&A

年末年始の休日加算

Q、年末年始の休日に外来対応医療機関として診療する場合、休日加算は算定できるか。

A、12月29日から1月3日は休日加算の対象となる休日ですが、外来対応医療機関が当該休日を診療日として診察する場合、新型コロナウイルス感染症患者または疑い患者については特例で休日加算が算定できます。深夜加算についても同様です。

鈍考急考 47

「強い個人」はどれだけいるか？

原　昌平（ジャーナリスト）

〈強くなければ生きていけない。優しくなければ生きていく資格がない〉

米国の作家レイモンド・チャンドラーの小説で私立探偵が語るセリフ。昔、映画のCMに使われ、有名になった。

この言葉がカッコいいのは後半があるからだが、現実の社会ではまず強さを求められる。学校の先生も、弱い子ではダメだ、強くなれと言う。

社会生活で、苦情の伝達や交渉が必要な場面は多い。

社会保障、福祉はある程度まで整備され、金銭収入、医療の利用、日常生活をサポートする仕組みは一応ある。

けれども行政の各種制度は申請主義。申請なしで適用や給付をするのは例外的だ。

問題は、自分はどうしたいかという意思決定と、そのための権利の主張である。

民法の世界には、次のような格言がある。

〈権利の上に眠るものは保護に値せず〉

金銭の請求などに消滅時効を定めている理由だが、権利があるなら行使するのが当然という考え方は民法全体、いや法体系全般に漂っている。

君主に従う封建社会から近代国家へ。さらに全員で形づくる民主主義社会では、しっかりした意識を持つ個人の確立が望ましいからだろう。

日本国憲法12条の前段は、こう強調している。

〈この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない〉

統治権力者は人権を軽んじるおそれがあるから、油断せずに闘って守れという趣旨だが、権利主張を自己責任のように読んでしまう人もいる。

一人ひとりが権利を認識し、権利を主張し、権利を行使する。そういう個人が法体系の暗黙の前提になっている。

実際には、自分だけで主張できない人が多数存在する。知的能力や精神面の障害だけでなく、心理的あるいは身体的に弱っている人もいる。

置かれている立場や状況、相手との力関係などから、権利主張しにくい人もいる。

雇用関係、所属組織、家族内の虐待、施設入所・入院、近隣からの見られ方……。

そもそも法律や制度について、知識の少ない人は多い。

例えば医師は、社会的地位の面でも知的能力の面でも最強レベルだろうが、法律には疎いことがある。

医療現場ではどうか。消費者の立場から過剰な要求をする患者がいる一方で、遠慮して言えない患者もまだ多い。

治療方針の意思決定では、弁護士や大学教授でも、自分だけで十分に決められるか。

現行の成年後見制度は、判断能力の不十分な人を一人前として扱わない。障害者権利条約の要請もあり、できるだけ代行決定ではなく、本人による意思決定の支援へ変えようという方向になっている。

よくよく考えると、意思決定の支援、権利行使の支援は、ほとんどすべての人に多少なりとも必要ではなかろうか。

オレは強いという意識の人もいるけれど、競争社会で勝ち抜くストレスを抑えるための自己防衛かもしれない。

強い個人という市民社会の前提は、幻想ではないか。

みんなに強くあることを要求する社会は、優しくない。

のと里山里海号　能登内浦の世界農業遺産を走る（のと鉄道）

乗り鉄ドクはEarly Bird。車で能登の旧国鉄蛸島線の廃線跡を辿っていきます。

蛸島駅。昭和の映画やドラマによく使われた終着駅。今も残存する駅舎や線路に佇み、昔日の情景や場面に思いを馳せます。

宗玄駅。駅舎はありませんが、近くにそびえる荘厳な蔵と屋敷が名酒「宗玄」の蔵元です。ちょこっと道草をして、海沿いの駅、恋路駅へと向かいます。恋路…なんとロマンチックな響きでしょう。往年のDiscover Japan、国鉄栄光の時代には、駅の名が醸す浪漫と美形の海岸や能登のセンチメンタルジャーニーに憧れたロマン派の若者たちが押し寄せたものでした。ホームも線路も「ディスカバージャパン」や「いい日旅立ち」のポスターもそこに残っています。

今は夏の限られた日だけ、恋路駅から宗玄トンネルの間を眼下に広がる恋路海岸を眺めながら自分の足でこぎ進む、奥のとトロッコ鉄道「のトロ」が運行されています（**写真1**）。当時若モン今オジンは我一人、ホームに佇むのでありました。

珠洲駅。駅舎もホームも国鉄時代の車両も保存されています。国鉄時代の資料や古き能登の写真が展示されたミニ博物館と、海の幸と山の幸が集まる市場とにリノベートされた駅で、地料理で腹ごしらえして、能登みやげを調達して穴水へ向かいます。

のと鉄道の終点である穴水駅から、能登半島の内浦を走る観光列車「のと里山里海号」に乗って七尾に向かいます。里山車両（NT301）の濃紺の外観は日本海の深い青を表現し、能登の黒瓦のように美しく輝く鏡面仕上げがなされ（**写真2**）、車内には能登に息づく工芸品が並び、シートはオレンジ色を基調に統一されています（**写真3**）。列車でスイーツとコーヒーを味わいながら、アテンダント手作りの絵や鮮やかなイルミネーションが壁一面に飾られたトンネルをくぐり、「〝世界農業遺産〟能登の里山里海」の風景を車窓から鑑賞し、昔ながらの黒瓦の集落や一面に広がる田園風景、穏やかな七尾湾を眺めながら揺られながら進むスロートレインの乗り鉄旅。酒杯を傾けながらの乗り鉄の一等地、一境地といえましょう。

能登中島駅に途中停車。ここには日本遺産の鉄道郵便車オユ10が保存されていて、乗客は郵便車の中を特別に見学することができます。鉄道郵便車が活躍した昭和30年代の情熱を感じ、厚く熱い旅の余韻となりました。

今回の推し地酒。宗玄 純米吟醸 Samurai Princess（宗玄酒造、珠洲市宗玄、石川）

（のと里山里海　2021年2月乗）

写真1

写真2

写真3

融資　金利上昇の中低利で斡旋　運転資金の手数料無料を継続

協会の制度融資（開業医・病院・勤務医融資）の利率を見直しました。

新規借入分の利率は、毎年２回、６月１日と12月１日に見直しを行っており、下表利率は、23年12月～24年５月の金融共済委員会で承認される案件に適用します（新規開業融資は★参照）。

既借入分の利率は毎年１回、12月１日に見直しを行っており、下表利率は、24年１月～12月に適用します。

運転資金の手数料無料を12月以降も継続し、医業経営を引き続き支援します。融資ご利用に関しては、協会までお気軽にご相談下さい。

京都府保険医協会・融資斡旋利率表

（新　規）2023年12月～2024年５月委員会承認分（新規開業資金は★参照）適用
（既借入）2024年１月～12月適用

種別	制度名	限度額（万円）	返済期間（カ年）	利率（年%）	前年比
開業医融資	設備資金	13,000	20	0.80	+0.2
	長期運転資金	1,000	5	0.70	+0.1
	中期運転資金	1,000	3	0.60	変更なし
	短期運転資金	1,000	1	0.60	
	子弟教育資金	3,000	10	0.90	+0.3
病院融資	病院設備資金	50,000	20	1.30	+0.35
	病院運転資金	3,000	3	1.10	+0.35
勤務医融資	新規開業資金	10,000	20	0.90	+0.35
	勤務医子弟教育資金	2,000	10	0.90	+0.3
	勤務医生活安定資金	500	3	0.60	変更なし
自由ローン		5,000	10	1.20	

（2023年12月1日現在）

★新規開業融資も使いやすく！　期間限定

新規開業融資は会員特別優遇金利と協会手数料無料を継続し、開業をサポートしています。新規開業をご予定の先生は、ぜひご利用下さい。

制度	限度額	返済期間	利率（年）	協会手数料
新規開業資金	１億円	20カ年（据置12カ月）	0.90%	0円

※2023年12月～2024年５月委員会承認分に適用
※取扱いは京都銀行（基金および国保の診療報酬振込指定銀行）のみ

第206回 定時代議員会

京都府保険医協会は第206回定時代議員会をハイブリッド形式で開催します。代議員の方はぜひご出席下さい。代議員が欠席の場合は、予備代議員の出席をお願いします。

また、京都府保険医協会議事規定第４章第21条により、代議員が議案を提出される場合は、同規定に定められた手続きでご提出下さい。議案書は１月中旬頃に発送予定です。

日時　2024年１月25日（木）　14時～15時30分
（終了時間が15分早くなりました）

場所　ハイブリッド形式
会場：京都経済センター会議室3階3-F（四条烏丸、地下道26番出口直結）
※当日の欠席等、緊急の連絡は協会（☎075-212-8877）まで

議題　①2023年度上半期活動報告　②2023年度下半期重点方針　③決議採択、等

京都市のコロナ行政を振り返り
行政区保健所の復活を考える　市民のつどい

申込不要

日時　12月13日（水）18時30分～

場所　ラボール京都 第８会議室（京都市中京区壬生仙念町30-2　☎075-801-5311）
※ウェブ参加希望の方は、協会までご連絡下さい。

【基調報告】　① 新型コロナウイルス感染症が明らかにした京都市の「公衆衛生行政」の問題点
② 保健所の現場から考える市の感染症対策

【講　演】「市民の権利としての公衆衛生の確立へ」（仮題）
岡崎 祐司氏（佛教大学）

新型コロナパンデミックでは、京都府の保健・医療体制の脆弱さが明らかになりました。京都市では2010年に行政区保健所が全廃され、京都市保健所が1カ所にまとめられたことが、保健所に働く人たちだけでなく、市民にも大きな影響を与えました。公衆衛生行政の問題点を明らかにし、これからの公衆衛生を考えます。

「行政区に保健所を！」の声を広げる署名運動もスタートします。

主　催：京都市の公衆衛生行政の充実を求める京都市実行委員会
（事務局）京都府保険医協会　☎075-212-8877

掲示板

第118回 京都実地医家の会

日時　2024年２月17日（土）15時20分～18時
会場　ホテル日航プリンセス京都３階「ローズ」
会費　1000円（来場者）
内容　講演Ⅰ　座長・小西啓介氏（小西皮膚科クリニック院長）「COVID-19時代のかぜ診療」山本舜悟氏（大阪大学大学院医学系研究科・変革的感染制御システム開発学・寄付講座准教授）
講演Ⅱ　座長・片岡正人氏（片岡医院院長）「実地医家の先生方が遭遇する慢性疼痛へのアプローチ～神経障害性疼痛を中心に～」尾本篤志氏（京都第一赤十字病院・総合内科部長）
共催　京都実地医家の会・第一三共株式会社
※日医生涯教育講座：２単位（講演Ⅰ：カリキュラムコード８〈感染症対策〉案１単位、講演Ⅱ：73〈慢性疾患・複合疾患の管理〉案１単位）
問い合わせ：higuchi.eiji.rp@daiichisankyo.co.jp
（担当者：第一三共株式会社・樋口栄司）

過去の連載は、京都府保険医協会のホームページからもご覧いただけます。
本紙3149号からはカラー写真でご覧いただけるようになりました。
https://healthnet.jp